

§ 2 調査基準価格を下回る入札における履行能力確認調査について

第1 落札候補者の方へ

調査基準価格を下回る価格で入札が行われた際には、落札候補者に対し、適格者であるかどうかを判断するための調査（以下「履行能力確認調査」という。）を実施いたします。

調査内容と手順については以下のとおりです。

第2 調査内容

（1）調査の対象等

数値的判断基準により排除されず、工事費内訳書に係る調査を省略した場合は、以下に記載する工事費内訳書に係る履行能力確認調査の対象とはなりません。

工事費内訳書に係る履行能力確認調査以外の調査は通常通り行います。（聞き取り調査を行わないことがあります。）。

（2）調査のポイント

履行能力確認調査にあたっては、以下の観点で調査を行います。

1）品質の確保

◇目的物の品質が確保されない危険性がないか確認します。

- ① 直接工事費が適正に計上されてあるかどうかの確認
- ② 共通仮設費が適正に計上されてあるかどうかの確認
- ③ 技術管理費が適正に計上されてあるかどうかの確認

2）安全性の確保

◇施工中の安全性が確保されない危険性がないか確認します。

- ① 安全費等が適正に計上されてあるかどうかの確認

3）労働条件の確保

◇粗悪な労働条件になっていないかどうかを確認します。

- ① 労務賃金の確認
- ② 給料、法定福利費が適正に計上されてあるかどうかの確認

（3）調査方法

1）工事費内訳書による積算内容の確認

「工事費内訳書」の内容について審査します。

2）聴き取り調査

「工事費内訳書」の内容について聴き取り調査を行います。

聴き取り調査の際には工事価格が低価格で済む理由について伺いますので、その理由の正当性を証明する資料を提出していただきます。

3）聴き取り調査に必要な資料の提出

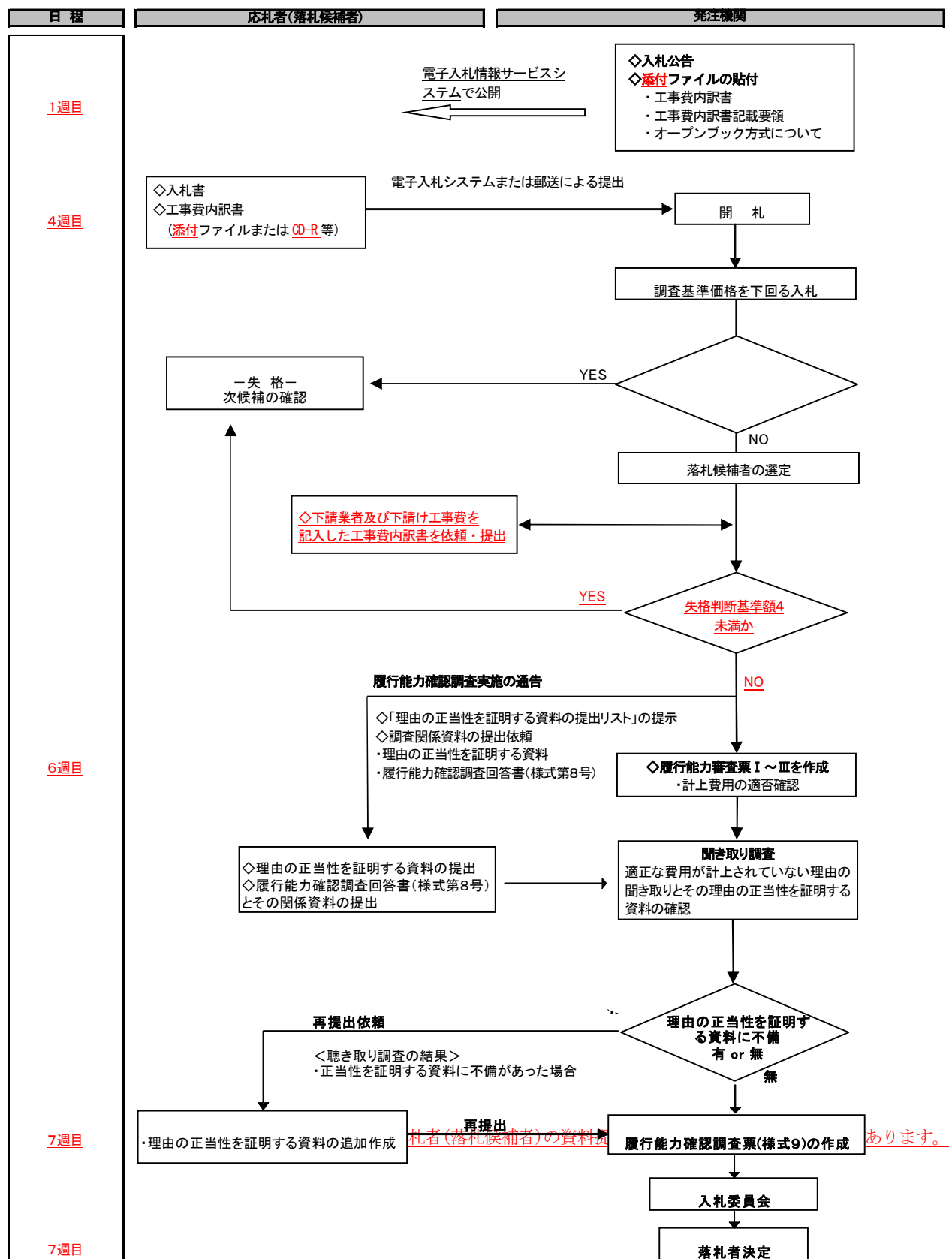
聴き取り調査時に以下の資料を提出していただきます。

- ・履行能力確認調査回答書（様式第8号）
- ・理由の正当性を証明する資料（任意様式）

聴き取り調査の結果、追加資料の提出並びに提出された資料の訂正を求める場合があります。

発注機関の調査担当者が「第3 履行能力確認調査の事務手順と標準的スケジュール」に基づき提出期日を指定しますので、その指示に従って下さい。

第3 履行能力確認調査の事務手順と標準的スケジュール



第4 適否の判定方法

「工事費内訳書」の内容が、以下に該当する場合、聞き取り調査と併せて、その理由の正当性を証明する資料を提出していただきます。

なお、その理由の正当性を証明する資料の提出がなされなかった場合、又は提出された資料の内容が明らかに常識的な範囲を逸脱している場合には、原則として失格と致します。

【各工事共通】

「労務賃金」

- ・日当り賃金が宮城県の最低賃金を下回っている。

「直接工事費」「工場製作費」

- ・直接工事費・工場製作費に妥当な費用が計上されていない場合。

「共通仮設費」

- ・共通仮設費計が妥当な範囲を下回っている。
- ・共通仮設費に妥当な費用が計上されていない場合。

「現場管理費」「工場管理費」

- ・現場管理費・工場管理費に妥当な費用が計上されていない場合。

「一般管理費」

- ・一般管理費に妥当な費用が計上されていない場合。

【設備系工事の場合】

「機器費」「製作費」

- ・機器費・製作費に妥当な費用が計上されていない場合。

「据付間接費」

- ・据付間接費に妥当な費用が計上されていない場合。

「設計技術費」

- ・設計技術費計が妥当な範囲を下回っている。

第5 「第4 適否の判定方法」における“妥当な費用”の例示

工事費内訳書の各費目に当工事に係る妥当な費用が計上されてあるかについて確認します。
“妥当な範囲”、“妥当な費用”の例を以下に示します。

【各工事共通】

(1) 直接工事費・工場製作費

- 1) 各費目について、品質の確保・安全性の確保・労働条件の確保の各観点から最低限必要な費用が計上されていなければなりません。

(2) 共通仮設費

- 1) 運搬費については、自社の貨物自動車等を使用したとしても、運転手の賃金や燃料代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 2) 準備費については、事前測量や丁張り設置等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 3) 事業損失防止費については、該当工事である場合、自社の資材を使用したとしても、設置撤去等に要する労務費等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 4) 安全費については、自社の資材や設備等を使用したとしても、設備等の設置撤去等に要する労務費や電気代又は発電機の燃料代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 5) 役務費については、該当工事である場合、それに最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 6) 技術管理費については、自社の資材を使用したとしても、各種試験費や写真現像代等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 7) 営繕費については、現場事務所の設置撤去等最低限必要な費用が計上されていなければなりません。

(3) 現場管理費・工場管理費

- 1) 労務管理費については、最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 2) 安全訓練等に要した費用（現場労働者）については、毎月1回、半日程度の安全訓練を行う費用が計上されていなければなりません。
- 3) 租税公課については、現場で使用する車両の自動車税等の最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 4) 保険料については、必要に応じてその費用が計上されていなければなりません。
- 5) 従業員給料（現場従業員 <注意！>現場代理人・主任技術者を含む）については、元請け工事については、現場代理人・主任技術者の給料に相当する費用が、請負額500万円以上の下請け工事においては、主任技術者の給料に相当する費用が、それぞれ計上されていなければなりません。
- 6) 退職金（現場代理人・主任技術者を除く現場従業員）については、現場代理人・主任技術者を除く現場従業員を置く場合、それに相当する費用が計上されていなければなりません。
- 7) 労災保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）については、元請け工事において下記の＜労災保険料の算定方法＞により算定された「労災保険料」に相当する費用が計上されていなければなりません。

<労災保険料の算定方法>

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」では数次の請負によって行われる建設事業については、元請け業者が全体の工事についての事業主として労働保険の適用を受けることとなります。すなわち、建設事業が数次の請負によって行われるときは、個々の下請工事を独立した事業として把握しないで、一部特例を除き、全て元請け工事に吸収され一つの事業として取り扱うこととなります。したがって、元請け業者は、その下請け工事に従事するすべての労働者について、保険料納付の義務を負うこととなります（同法第8条第1項）。

※一部特例※

下請け工事の保険料の額が 160 万円以上又は下請け金額が 1 億 8,000 万円以上 (税抜) になる場合であって、元請け業者と下請け業者が共同で「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その認可を受けた場合には、その下請け業者がその下請け工事の事業主となることを認めています (同法第 8 条第 2 項)。なお、この場合でも下請け工事の労災保険料は原則として、元請け工事の労災保険料と同じになります。

建設工事における保険料は、その工事の全期間に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額に、労災保険率を乗じて計算するのが原則です。しかしながら、建設工事は事業の特殊性から数次の請負により施工されるのが常態ですから、通常元請け業者が下請け業者の使用する労働者を含めて保険に加入しなければなりません。元請け業者はその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合もあります。そこで、このような場合には、賃金総額を請負金額から計算する特例が認められています (同法第 11 条第 3 項)。

この特例による賃金総額は、その工事の請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」 (別表－1「建設事業における労災保険率及び労務費率表」を参照) を乗じた額が、その工事の賃金総額とされます。

※ 各種の率は、短期間に変動することがありますので、確認のうえ最新のものを使用し算定してください。

別表－1 建設事業における労災保険率及び労務費率表

事業の種類	事業開始日が令和 6 年 4 月 1 日以降のもの	
	労災保険率	労務費率
ずい道等新設事業	1000 分の 34	19%
道路新設事業	1000 分の 11	19%
舗装工事業	1000 分の 9	17%
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	1000 分の 9.5	23%
既設建築物設備工事業	1000 分の 12	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 6	38%
その他の建設事業	1000 分の 15	23%

「労災保険料」

下記により算出します。

労災保険料＝請負金額×労務費率×労災保険率

8) 雇用保険料 (現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く) については、被保険者に係る以下の雇用保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。

雇用保険料＝賃金総額×雇用保険率

※雇用保険率は 1000 分の 14.5 (このうち事業主負担分は 1000 分の 9) (R7.4.1 改定予定)

9) 健康保険料 (現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く) については、被保険者に係る以下の健康保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。

健康保険料＝賃金総額×健康保険率

※健康保険率は、全国健康保険協会管掌健康保険では 1000 分の 101.1 (R7.4.1 改定予定)、健康保険組合では 1000 の 30 から 120 までの範囲で健康保険組合ごとに定められています。

※健康保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

- 1 0) 厚生年金保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）については、被保険者に係る以下の厚生年金保険料に相当する費用が計上されていなければなりません。

厚生年金保険料＝賃金総額×厚生年金保険率

※厚生年金保険率は 18.30% (R7.9.1 改定予定)

※厚生年金保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

- 1 1) 建設業退職金共済制度掛金（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）については、元請け工事と下請け工事のその合計額が下記の＜共済証紙購入費の算定方法＞により算定された「共済証紙購入費」以上でなければなりません。

＜共済証紙購入費の算定方法＞

国土交通省及び厚生労働省では、元請け業者に対して、元請け業者自らが雇用する労働者について必要となる証紙と下請け業者（二次以下の下請け業者を含む。）が雇用する労働者について必要となる証紙を一括して購入し、その購入した証紙を下請け業者に支給する方法を取るよう指導しています。但し、下請け業者が自ら雇用する労働者について必要となる証紙を購入して労働者に証紙を支給しても、まったく違法ではありません。

つまり、元請け業者が一括して証紙を購入する場合の購入費が、元請け工事と下請け工事に計上している証紙購入費の合計額とほぼ同額であれば適正であるということになります。

共済証紙は、建設業退職金共済制度の被共済者である労働者の就労日数を的確に把握し必要枚数を購入することが原則です。しかしながら、的確な把握が困難な場合においては別表－2「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入することも認められています。

別表－2 共済証紙購入の考え方について

総工事費に占める共済証紙代金の割合					
総工事費(千円)	1,000 ～	10,000 ～	50,000 ～	100,000 ～	500,000 以上
工事種別	9,999	49,999	99,999	499,999	
土 木					
舗 装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
ずい道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
堰 堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
その他土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建 築					
住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設 備					
屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

「共済証紙購入費」

下記により算定します。

共済証紙購入費＝請負金額×総工事費に占める共済証紙代金の割合

- 1 2) 外注経費については、下請けを利用する場合には、外注に係る最低限必要な費用が計上されていなければなりません。
- 1 3) 工事登録費については請負額（消費税込み）が500万円以上であれば、元請け工事においてCORINSの登録が必要となります。元請け工事において最低限下記の費用が計上されていなければなりません。

- ・ 請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事 2,450 円(受注時登録)
- ・ 請負金額 2,500 万円以上 5,000 万円未満の工事 7,590 円(工事 1 件につき)
- ・ 請負金額 5,000 万円以上の工事 8,360 円(工事 1 件につき)

(4) 一般管理費

- 1) 法定福利費については、元請け工事において現場代理人と主任技術者の法定福利費が適正に計上されていなければなりません。

- ・ 労災保険料
 $\text{労災保険料} = \text{賃金総額} \times \text{労災保険率}$
 ※労災保険率は別表－1「建設事業における労災保険率及び労務費率表」のとおり
- ・ 雇用保険料
 $\text{雇用保険料} = \text{賃金総額} \times \text{雇用保険率}$
 ※雇用保険率は 1000 分の 14.5（このうち事業主負担分は 1000 分の 9）
- ・ 健康保険料
 $\text{健康保険料} = \text{賃金総額} \times \text{健康保険率}$
 ※健康保険率は、全国健康保険協会管掌健康保険では 1000 分の 100、健康保険組合では 1000 分の 30 から 120 までの範囲で健康保険組合ごとに定められています。
 ※健康保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。
- ・ 厚生年金保険料
 $\text{健康保険料} = \text{賃金総額} \times \text{厚生年金保険率}$
 ※厚生年金保険率は 18.30 %
 ※厚生年金保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

- 2) 契約保証費については元請け工事において下記で算定する契約保証料が計上されていなければなりません。但し、請負金額が 150 万円未満の工事の場合、契約保証は不要です。

$$\text{契約保証料} = (\text{保証金額} \times \text{保証料率}) - \text{差引金額}$$

※保証金額とは請負金額の 10 %

※保証率は別表－3「保証料率表」のとおり

別表－3 保 証 料 率 表

保 証 金 額	保証料率	差引金額
300 万円以下の金額	100 分の 0.45	—
300 万円を超え、1,000 万円以下の金額	100 分の 0.65	6,000
<u>1,000</u> 万円を超え、5,000 万円以下の金額	100 分の 0.68	9,000
5,000 万円を超え、 <u>5</u> 万円以上の金額	100 分の 0.72	29,000

※ 各種の率は、短期間に変動することがありますので、確認のうえ最新のものを使用し算定してください。

【設備系工事の場合】

(1) 機器費・製作費

- 1) 各費目について、品質の確保・安全性の確保・労働条件の確保の各観点から最低限必要な費用が計上されていなければなりません。

(2) 据付間接費

- ・ 間接工・管理業務者の給与手当及び機械設備据付工、技術者の退職金等
【各工事共通】 現場管理費 5) 従業員給料 と同じ
- ・ 法定福利費
【各工事共通】 一般管理費 1) 法定福利費 と同じ

(3) 設計技術費

- ・ システム設計に係る従業員等の給料手当や福利厚生費が適正に計上されていなければなりません。

第6 「第4 適否の判定方法」における“理由の正当性を証明する資料”の例示

聴き取り調査の際に提出していただく、理由の正当性を証明する資料の例を以下に示します。

【各工事共通】

(1) 直接工事費・工場製作費に妥当な費用が計上されていない場合

- ・ その理由と具体的な施工歩掛りを提出して頂きます。
- ・ 資材等が安く購入できることを理由にする場合は、資材メーカーの見積書（社判が押印された本文）を提出していただきます。但し、積算したものを最終的に大幅な値引き（通称“仕切”と言われている）がされているような不審な見積書は認められません。
- ・ 在庫品を保有していることを理由にする場合は、保管されている在庫品の証拠写真を提出していただきます。但し、証拠写真は場所が特定できるように保管場所の全景と在庫品の全景、さらに工事現場に搬入されたものと同じであることを確認するため、製造番号等を識別できることが必要です。
- ・ 施工機械が自社所有であることを理由にする場合は、その施工機械の全景写真と購入年月日が確認出来る書類の写しを提出していただきます。

(2) 共通仮設費計が妥当な範囲を下回った場合

- ・ 個々の費目において妥当な費用が計上されていない場合は、具体的な算出根拠を提出していただきます。特に安全管理や技術管理に関しては、具体的な施工計画書を提出していただきます。
- ・ 貨物自動車が自社所有であることを理由にする場合は、その貨物自動車の車検証の写しを提出していただきます。
- ・ 仮設備に使用する資材等が自社所有であることを理由にする場合は、その資材の証拠写真を提出していただきます。但し、証拠写真は場所が特定できるように保管場所の全景とその資材の全景が写っていることが必要です。

(3) 現場管理費・工場管理費に妥当な費用が計上されていない場合

- ・ 具体的な算出根拠を提出していただきます。

(4) 一般管理費に妥当な費用が計上されていない場合

- ・ 具体的な算出根拠を提出していただきます。

【設備系工事の場合】

(1) 機器費・製作費に妥当な費用が計上されていない場合

- ・ 機器等が安く購入できることを理由にする場合は、機器メーカーの見積書（社判が押印された本文）を提出していただきます。但し、積算したものを最終的に大幅な値引き（通称“仕切”と言われている）がされているような不審な見積書は認められません。
- ・ 在庫品を保有していることを理由にする場合は、保管されている在庫品の証拠写真を提出していただきます。但し、証拠写真は場所が特定できるように保管場所の全景と在庫品の全景、さらに工事現場に搬入されたものと同じであることを確認するため、製造番号等を識別できることが必要です。

(2) 据付間接費に妥当な費用が計上されていない場合

【各工事共通】 現場管理費 5) 従業員給料 と同じ

(3) 設計技術費計が妥当な範囲を下回った場合

- ・ 具体的な算出根拠を提出していただきます。

第7 令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知した案件への適用

入札公告及び指名通知時点で適用していた調査内容及び手順を適用します。